

# 科学技術・イノベーション創出に係る 制度改革の方針

---

令和2年1月21日  
内閣府特命担当大臣  
(科学技術政策)



# 科学技術・イノベーション創出に係る制度改革の方針

- 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループの報告書等を踏まえ、本通常国会に科学技術基本法等の改正案を提出予定
- 改正の方向性は次の通り

## 1. 科学技術基本法（基本法）の見直し

### ➤ 「イノベーションの創出」「人文科学のみに係る科学技術」の追加、法律名の変更等

- イノベーションの重要性や人文科学自体の振興の必要性等に鑑み、「イノベーションの創出」の概念や「人文科学のみに係る科学技術」を基本法に含める。  
※現行の基本法にはイノベーションの概念は導入されておらず、「人文科学のみに係る科学技術」は対象外。  
平成30年の議員立法による科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律改正時、検討規定が設けられている。
- 上記に伴い、法律名も変更（例：「科学技術・イノベーション基本法」）
- 近年の科学技術・イノベーション政策の動向を踏まえ、必要な規定を追加

⇒科学技術・イノベーション政策の理念を規定し、次期基本計画（令和3年4月～）に反映

#### ◆科学技術基本法

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、（以下略）

#### ◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(科技イノベ活性化法)等の見直し

### ➤ 「人文科学のみに係る科学技術」の追加

- 基本法と同様の改正

### ➤ 人文科学のみに係る科学技術追加に伴う対象機関の拡大

- 「人文科学のみに係る科学技術」の追加等に伴い、人文科学分野等の独立行政法人を科技イノベ活性化法で定める研究開発法人に追加

### ➤ 出資規定の整備

- 産学官連携を活性化するため、開発法人の出資規定の整備を行うことを検討  
※国立大学法人等については、政令での対応を予定

### ➤ 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

- 日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）を科技イノベ活性化法に位置づけ、制度目的を中小企業の「経営強化」から「イノベーションの創出」に見直すとともに、内閣府を中心とした各省連携の取組等を強化

⇒産学官連携の活性化、ベンチャー支援強化によるイノベーションの創出 等

※ その他これに伴う所要の改正（組織・事務を含む。）

日本版SBIR制度の重点を中小企業の「経営強化」から「イノベーションの創出」にシフト。  
内閣府を中心とした省庁横断の取り組みを強化。

- 根拠規定を「中小企業等経営強化法」から「科技イノベ活性化法」に移管。
- 中小企業者等への新技術に関する一定の研究開発予算（新技術補助金等）の支出機会の増大を図るため、「新技術補助金等の支出の目標に関する方針」を閣議決定。
- 新技術補助金等のうち、スタートアップ・中小企業等による科学技術・イノベーション創出の活性化を図る観点から、各省が統一的な枠組みとして執行するものを「特定補助金等」として指定。
- 特定補助金等の指定要件や交付の方法等は、「特定補助金等の交付等に関する指針」として閣議決定。特定補助金等を受けた中小企業者等を対象とした事業化支援を実施。

## ＜制度概要＞

### ① 予算の支出機会の増大

#### 新技術補助金等の支出の目標に関する方針の作成

- ・研究開発の特性等を踏まえつつ、研究開発予算に対する一定割合を目標とすることなどを検討

### ② スタートアップ・中小企業等によるイノベーションの促進に向けた各省統一的な運用

#### (1) 特定補助金等の交付等に関する指針の作成

- ・公募・執行事務に関する統一ルール（研究開発課題の提示、段階的に選抜しながら支援、スタートアップ・中小企業等に適した運用、審査基準・体制の標準化など）を定めることを検討
- ・支援したスタートアップ・中小企業の発展を促すため、随意契約制度の活用など、成果を利用した事業活動の支援に関する内容等を定めることを検討

#### (2) 特定補助金等の統一ルールの実効性担保 ※法律外

- ・統一ルールの下での各省による特定補助金等の運用などを検討

#### (3) 特定補助金等の交付を受けた者の事業化支援

- ・現行制度に引き続き、以下の事業化支援を実施

- ① 中小企業信用保険法の特例
- ② 投資育成会社法の特例
- ③ 日本政策金融公庫による特別貸付 等

※ この他、法律外で政府調達での入札資格の特例や、Webでの採択企業紹介など

